

空家等対策推進助成金交付申請書

年 月 日

(あて先)橋本市長

住 所
氏 名
電 話

空家等対策推進助成金の交付を受けたいので、橋本市空家等対策推進助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1. 空家等所在地	橋本市
2. 該当する要件 (該当するものをチェック)	<input type="checkbox"/> (1)平成26年11月27日時点で当該敷地と当該建物の所有者が異なり、かつ、両者が三親等以内の親族でない場合において、当該建物を除却しようとする者
	<input type="checkbox"/> (2)平成26年11月27日時点で当該建物の所有者が二人以上存在し、その中に三親等以内の親族でない者が含まれている場合において、その敷地及び建物を購入し、当該建物を除却しようとする者及び当該建物を除却し、当該敷地を売却しようとする当該敷地の所有者等
	<input type="checkbox"/> (3)当該敷地が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という)第43条各項の規定による接道要件を満たさない場合において、当該敷地及び当該建物を購入し、当該建物を除却しようとする者及び当該建物を除却し、当該敷地を売却しようとする当該敷地の所有者等
	<input type="checkbox"/> (4)当該敷地の面積が、第3項で定める最小面積以下である場合において、当該敷地及び当該建物を購入し、当該建物を除却しようとする者及び当該建物を除却し、当該敷地を売却しようとする当該敷地の所有者等
3. 除却工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4. 跡地使用目的	

添付書類

- (1) 除却工事費見積書の写し
- (2) 当該敷地の登記簿謄本
- (3) 当該建物の登記簿謄本等所有者が確認できる書類
- (4) 当該敷地または当該建物の所有者が死亡している場合戸籍謄本等当該敷地または当該建物の所有者が死亡していること及びその相続人全員を確認できる書類
- (5) 要綱第3条第1項各号のいずれかに該当することが確認できる書類
- (6) 市町村税の滞納がないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類